

各種「奨学金」制度の概要と手続き方法

—— 埼玉県と川口市の制度(国公立・私立高校)を中心に

川口市立八幡木中学校 事務主幹・柳澤 清香



0. 日本学生支援機構(旧育英会)

現在、もっともポピュラーな奨学金制度を実施しているのが「独立行政法人日本学生支援機構(旧育英会)」です。ほかにも、地方公共団体や公益法人、営利法人などによる奨学金事業もあり、多様な事業主体により、多様な事業内容が展開されています。

日本学生支援機構は、2003(平成15)年に公布された「独立行政法人日本学生支援機構法」に基づき、それまで国や日本育英会、財団法人国際学友会などが実施してきた各種支援策を総合的に実施する独立行政法人として2004(平成16)年に設立されました。日本学生支援機構の奨学金貸与事業は、旧日本育英会の事業を引き継ぎながら新制度も導入されています。

そして、高等学校を対象とする事業は、都道府県に移管されました。



埼玉県奨学金

1. 埼玉県の奨学金制度等

埼玉県では、高等学校等に通う生徒の修学を支援するため、学費負担を軽減する制度や無利子で奨学金を貸し出す制度など、さまざまな修学支援制度を用意しています。しかし、義務教育期間のような「就学援助制度」はありません。下表制度の内容や申請方法を説明していきます。

教育費	支援制度名及び概要	国公立	私立
①入学科・授業料	高等学校等就学支援金制度 ○ 国が生徒に代わり高等学校等の授業料を負担する制度	○	○
	授業料減免制度 ○ 高等学校等就学支援金制度対象外の世帯を対象に高等学校の授業料を減額・免除する制度	○	—
	入学科減免制度 ○ 高等学校の入学科を免除する制度	○	—
	私立高等学校等父母負担軽減事業補助制度 ○ 県内在住で県内私立高等学校等に通う世帯を対象に授業料等を補助する制度	—	○
②授業料以外の教育費	高等学校等奨学のための給付金制度 ○ 学用品など授業料以外の教育費の一部を給付する制度	○	○
	私立高等学校等父母負担軽減事業補助制度 ○ 県内在住で県内私立高等学校等に通う世帯を対象に施設費等を補助する制度	—	○
③教育費全般	埼玉県高等学校等奨学金制度 ○ 高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度(要返還)	○	○

※ 埼玉県「高校生の学費負担を支援します！」(令和4年度版)より引用

●「高等学校等就学支援金」制度

国による国公立、私立高等学校等の授業料補助制度です。入学後、世帯所得の判定をするため高校等の事務室へ必要な書類を提出してもらいます。

- ・国公立、私立問わない
- ・全員手続きが必要 (入学後、4月頃に学校から案内が届く)
 - 所得制限：世帯年収で910万円未満程度 (市町村民税の課税所得30万4,200円未満)
- ・県立高校の年間授業料118,800円を全額補助＝県立学校は授業料が無償
 - 私立も同額を援助 (世帯年収が590万円未満程度の場合は、396,000円を援助)

●「入学料及び授業料の減免」制度

授業料は、「高等学校等就学支援金制度」の存在により、ほとんど該当することがありません。入学料の免除や入学後に保護者等の家計急変(長期傷病、失職など)により該当する場合があります。

- ・国公立のみ
- ・該当者は手続きが必要 (入学後、4月以降に学校へ随時申請する)
 - 保護者等の離職など急変事態が起きたとき
 - 住民税非課税世帯 (年収100万円未満程度)

●「私立高等学校等父母負担軽減事業補助」制度

県内在住かつ県内私立高等学校等に在学している場合、授業料等の一部を援助する制度です。以下の図で「県の補助」とされている部分が補助されます。



父母負担軽減事業

- ・私立のみ
- ・該当者は手続きが必要 (入学後、6~7月頃に学校へ申請する)
 - 所得制限：世帯年収で720万円未満程度 (市町村民税の課税所得21万2,700円未満)

入学金		100,000円 (1年生のみ)							
施設費等納付金		全額	200,000円						
授業料		全額							
			396,000円	396,000円	396,000円	268,200円	268,200円		
						118,800円	118,800円	118,800円	
合計	1年生		696,000円	496,000円	487,000円		387,000円	118,800円	
	2・3年生		596,000円	396,000円	387,000円				
補助区分		生活保護 家計急変	基準A	基準B	基準C	基準D	県：対象外		
目安年収			約500万円	約590万円	約609万円	約720万円	約910万円		

: 県の補助
 : 国の補助 (就学支援金)

目安年収はモデル世帯 (両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯) の場合

※ 埼玉県のWebサイトより引用

●国公立、私立高等学校等「奨学のための給付金」制度

授業料以外に、高等学校でも補助教材費等が集金されたり修学旅行費を積み立てたりします。また、教科書代も有料となり、それらの一部を給付する制度です (就学援助制度に近い制度)。

- ・国公立、私立問わない
- ・該当者は手続きが必要
 - 生活保護世帯、住民税非課税世帯 (年収 100 万円程度未満)
- ・国公立高等学校等の場合 (毎年 7 月に学校へ申請する)
 - 生活保護世帯 32,300 円、住民税非課税世帯 114,100 円 (第 1 子)、通信制 50,500 円
- ・私立高等学校等の場合 (県内の学校は学校へ申請、県外は埼玉県へ申請)
 - 生活保護世帯 52,600 円、住民税非課税世帯 134,600 円 (第 1 子)、通信制 52,100 円

■ ↑ ここまでは返還不要の補助金 ↑ —— ↓ ここからは返還が必要な貸与金 ↓ ■

●「埼玉県高等学校等奨学金」制度

高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す (貸与) 制度です。卒業後に返還が必要です。募集期間は 11 月 1 日～1 月 31 日までで、貸与は年間 2 回にわけて行われます。

- ・国公立、私立問わない
- ・該当者は手続きが必要 (八幡木中で書類を受け取り、埼玉県へ郵送で提出をする)
 - 高等学校等に進学予定の中学校 3 年生
 - 保護者が県内に居住
 - 成績要件はありませんが、品行方正で学習意欲があり校長の推薦を受けた者
 - 世帯年収が 830 万円以下程度
- ・返還は高校等を卒業した 4 年 6 ヶ月後から 12 年間
- ・利子は付かない (ただし、滞納による遅延損害金は発生)

	月額奨学金	入学一時金
国公立高等学校等	(1) 15,000 円/月 (2) 20,000 円/月 (3) 25,000 円/月	(1) 50,000 円 (2) 100,000 円
私立高等学校等	(1) 20,000 円/月 (2) 30,000 円/月 (3) 40,000 円/月	(1) 100,000 円 (2) 250,000 円

※ 進学先が決まったあとに貸与額を選択できます



川口市奨学金

2. 川口市の奨学金制度

川口市にも埼玉県と同様に「貸与型」の奨学金制度があります。申請の時期は3期に分かれ、現在は第2期の1月上旬に貸し付けが実行される募集期間です(10/31まで)。

第3期は1/9~1/19の申請により、貸し付けの実行は3月上旬となります。

- ・ 国公立、私立問わない
- ・ 該当者は手続きが必要(川口市庁舎教育局3階の庶務課庶務係)
 - 2021(令和03)年1月31日以前から市内に住んでいる世帯
 - 成績優秀、品行方正で学習意欲があり校長の推薦を受けた者
 - 世帯の課税標準額が250万円未満(所得から税控除を引いた額)
- ・ 返還は、貸付終了の1年後から10年間(変換猶予が最長で5年)
- ・ 原則、利子は付かない(川口市が負担)

	修学金(月額)	入学一時金
高等学校・高等専門学校	(1) 12,000円以内	国公立 180,000円以内
専修学校(高等課程)		私立 300,000円以内

※ 申請時に貸与額の決定が必要です

3. その他の奨学金制度

- ・ 公益財団法人日本教育公務員弘済会埼玉支部
 - 5万円の給付型奨学金
 - 保護者が経済的に困窮しており、就学意欲旺盛な生徒(校長の推薦が必要)
- ・ あしなが高校奨学金(2023年12月15日締切)
 - 給付型奨学金(月額30,000円) + 無利子の貸与(20年以内に返済)
 - 父母等どちらかが死亡(交通事故を除く)、または著しい障害で経済的援助が必要な家庭
- ・ 公益財団法人交通遺児育英会
 - 無利子の貸与型奨学金
 - 保護者が交通事故で死亡、重度後遺障害となった家庭

上記のほか、貸与型として「母子父子寡婦福祉資金の就学資金」や「教育支援資金」など。

詳細はお問い合わせください

八幡木中学校 048-283-4006